野村證券株式会社とノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）他2者がOBARA　GROUP株式会社＜6877＞株式の変更報告書を提出（保有増加）

東証スタンダードのOBARA　GROUP株式会社＜6877＞について、野村證券株式会社他3者（後述）が2026年11月17日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

保有者4者

・野村證券株式会社

・ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）

・ノムラ　セキュリテーズ　インターナショナル（NOMURA　SECURITIES　INTERNATIONAL,Inc.）

・野村アセットマネジメント株式会社

提出理由は「・株券等保有割合の１％以上の増加・保有する株券等の１％以上の内訳の変動・１％以上の重要な契約の締結または変更」によるもの。

報告書によると、野村證券株式会社他3者のOBARA　GROUP株式会社株式保有比率は、13.70%と1.88%増加した。

報告義務発生日は、2026年11月10日。